

8010 通関士試験の点数開示方法

通関士試験に係る自己の答案・採点結果（得点）について、個人情報の保護に関する法律に基づき、財務省に対して開示を請求することで知ることができます。

具体的な開示請求の手続については、以下のとおりとなっています。

1 開示請求者は、本人、法定代理人及び任意代理人に限ります。

2 開示請求に必要な書類は以下のとおりです。

・ [保有個人情報開示請求書](#)

※「1.開示を請求する保有個人情報」欄の記載例

【答案用紙及び採点結果（得点）を開示請求する場合】

第〇〇回通関士試験の結果（受験地：△△、受験番号：××××）に関し
以下の文書

・ 答案用紙

・ 各試験科目別採点結果（①通関業法、②関税法等、③通関実務）

・ 本人確認書類

(1) 窓口来所による開示請求の場合

請求書に記載されている開示請求をされる方の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書等であって、開示請求をされる方が本人であることを確認するに足りるものを提示又は提出してください。

(2) 送付による開示請求の場合

(1)の本人確認書類の写しに併せて、住民票の写し（請求をする日前30日以内に作成されたものに限り。）を提出してください。

3 手数料及びその納付方法

・ 開示請求手数料について、原則として開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書1件につき300円の納付が必要となります。

・ 納付方法には、「保有個人情報開示請求書」に手数料の額の収入印紙を貼って納付する方法、個人情報保護窓口において現金で納付する方法があります。

4 送付先

財務省大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1

また、開示請求手続の詳細及び保有個人情報開示請求書データに関しましては財務省 HP「[保有個人情報の開示請求の手続について](#)」でご確認いただけます。

なお、開示請求の対象は自己（開示請求者）を本人とする答案・採点結果（得点）となります。